

榊原悟志様

岡崎市長 柴田 紘



公文書開示決定通知書

平成18年6月15日付けで開示請求のありました公文書については、岡崎市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定しましたので通知します。

請求に係る公文書の名称	① 平成17年4月以降に制定又は改正した、市長による審判の請求手続きを含む当該制度利用支援事業の詳細を定めた要綱、内規等。 ② 審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成18年度予算の詳細（対象予定業務、想定件数、金額等）を記した文書。 ③ 審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成17年度の実績（件数及び費用）を記した文書。	
決定の内容	一部開示	
開示をする日時及び場所	年 月 日 <input type="checkbox"/> 午前 時 分 <input type="checkbox"/> 午後	
理由の提示等	開示しないこととする部分	③のうち個人名
	開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	請求に係る公文書のうち、③の個人名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもので、岡崎市情報公開条例第7条第2号の規定により開示しない。
	開示が可能となる時期	年 月 日以後。ただし、公文書の開示を希望する場合は、改めて開示請求をしてください。
担当課	福祉保健部長寿課 電話番号0564-23-6673	

- 注1 この通知書を持参の上、指定の日時においでください。指定された日時においでになれない場合は、事前にその旨を担当課まで連絡してください。
- 2 「開示が可能となる時期」欄には、あなたが開示請求をした公文書について、開示しないこととする理由がなくなる日をあらかじめ明らかにできる場合に、その期日が記載してあります。
- 3 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、岡崎市長に対して異議申立てをすることができます。
 また、異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岡崎市を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することもできます。
 なお、異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であれば、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

お 知 ら せ

あなたは、公文書の写しの交付（郵送）による開示を希望されましたので、下記の現金及び切手を現金書留により送付してください。到着を確認した後、当該公文書の写しを郵送する。

記

写しの作成に要する実費 に相当する額	90円の現金 (10円× 9枚)
郵送料に相当する切手	

<送付先>

〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地

福祉保健部長寿課 電話番号 0564-23-6673